

地下の正倉院展 造酒司木簡の世界 第Ⅲ期展示木簡

第Ⅰ期	一〇月一七日(土)	一〇月三〇日(金)
第Ⅱ期	一〇月三一日(土)	十一月五日(日)
第Ⅲ期	十一月七日(火)	十一月二十九日(日)

◎木簡は三期に分けて展示します。

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、報告書の積文を改めている場合があります。

造酒司の発見

5 造酒司からの上申文書

(S D三〇三五出土。『平城宮木簡』二二二三六。

以下、宮二二二三六のように略す)

(表)造酒司解 申宿人

合陸人

〔裏〕請^カ米^カ酒^カ後^カ具^カ米^カ状^カ米^カ請^カ

〔表〕請^カ日^カ今^カ來^カ事^カ人^カ

長さ(六一三)mm・幅(二二)mm・厚さ七mm ○八一型式

造酒司が差し出した解(下部機関から上部機関に充てる文書)の木簡。宛先は、造酒司の上部機関である宮内省か。内容は「宿人」の人数などの報告。「宿」は、夜間に役所に詰めること。これに対し、昼間に詰めることを「直」という。長さが六〇cmを超える長大な木簡だが、裏面下端の文字が切れているから、本来はもっと長かったことがわかる。幅についても、裏面の左右ともに文字が切れているため、元は今より広かったと考えられる。

宿直を報告する木簡は、合計人数とともに、宿直する人の個人

6 造酒司に下された文書の削屑

(S D三〇三五出土。宮二二三九三)

符造酒^カ

名を列記するのが通例である。この木簡の場合は、「合陸人」の続き、失われた下部に六人の名前が書かれていた可能性がある。あるいは「宿人」と「合陸人」の間にかんりのスペースがあるので、ここに名前が書かれていたのかも知れない。裏面は木目に対して横方向に文字を記す。こうすると多くの行を書くことができるため、帳簿などでよく用いられる。ただしこの木簡では、「請」「事」「具状」など文書によく使われる文字が目立つ。上部と下部では文字の向きが逆で、上部は行数も少なく、あまり帳簿らしくはない。いずれにせよ、表面の「造酒司解」がまず書かれ、不要になった後で裏面が使用されたとみられる。解が一度宛先に送られたとすると、差出の造酒司に戻ってきたことになるが、その理由は不明。宛先に送る前に何らかの理由で不要となったため、裏面を二次的に利用した上で捨てた可能性も考えられる。

○九一型式

造酒司に下された符ふ（上部機関から下部機関に充てる文書）の削屑。二片は直接は接続しないが、木目が通り、筆跡もよく似ていることから、同一木簡の削屑とみて差し支えない。木簡の差出は、造酒司の上部機関である宮内省みやうちであろう。宛先の造酒司に届けられた後、不要となり、再利用する際に生じた削屑と考えられる。

酒づくりの日々

27 紀伊国からの酒米の荷札

(SD三〇三五出土。宮二―二二六六)

(表) 荒河郷酒米五斗

(裏) 賀美里

長さ一四五mm・幅二四mm・厚さ六mm ○三二型式

荒河郷あらかわから納められた酒米の荷札。酒米は、酒の醸造に用いる米。米五斗は今の二斗二升五合で、約四〇・五ℓ、約三三・七五kgにあたる。「酒」は、今とは異なり「旁つくり」と書く場合が多いが（6・29など）、この木簡は今と同じく「酉」と書いている。

荒河（荒川）郷は、陸奥国磐城郡と紀伊国那賀郡にあつたことが知られるが、『延喜式』に規定される春米貢進国の例からみれば（民部省式下年料春米条）、紀伊国那賀郡の荒河郷（今の和歌山県紀の川市桃山町付近）であろう。裏面の賀美里はコザト名。荒河郷賀美里酒米と書くのが一般的だが、コザト名のみ裏面に特記する類例が若狭国の荷札にある（『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二、三四頁上段（以下、城二―三四上のように略す）な

28 丹後国からの赤米の荷札

(SD三〇三五出土。宮二―二二五八)

丹後国竹野郡芋野郷采女部古与曾赤春米五斗

〔春〕

長さ三三六mm・幅一七mm・厚さ四mm ○三二型式

丹後国竹野郡芋野郷たのこ（今の京都府京丹後市弥栄町芋野付近）の采女部古与曾が納めた赤春米（春いた赤米）の荷札。字体は「春」だが、「春」のつもりで書いているのであろう。赤米は野生種に近いイネの一種で、タンニン系の色素を多く含み、名前のとおり米粒自体が赤色（または黒に近い紫色）を帯びている。赤米の荷札の出土は造酒司またはその近辺に著しく集中しており（9（I期展示）、18・19（II期展示）、29など）、奈良時代には特に酒米として利用されたと考えられている。現在も赤米を原料とした酒を醸造する蔵元がわずかながら残っており、米の色を活かして桜色に仕上げたどぶろくなどもある。

「采女」は、二文字を左右に組み合わせ、「姝」と記している。このように複数の文字を組み合わせて一文字としたものを合字あひじといい、他に麻呂・戸主・戸口などの合字が使われていた。

29 播磨国からの赤米の荷札

(S D三〇三五出土。宮二―二二六一)

(表) 播磨国赤穂郡大原郷
(裏) 五保泰酒虫赤米五斗

長さ一五一mm・幅二七mm・厚さ三mm ○五一型式

播磨国赤穂郡大原郷(今の兵庫県赤穂市北東部か。『和名類聚抄』では「赤穂」は「あかほ」と読んでいる)から納められた赤米の荷札。「五保」は五戸を単位とする隣保組織で、泰酒虫はその責任者。法律上の正式名称は、この木簡に記すとおり五「保」だが(戸令五家条など)、18(Ⅱ期展示)のように五「戸」と書いた木簡の方が多く見つかっている。

30 丹後国からの米の荷札2

(S D三〇三五出土。宮二―二二六〇)

丹後国熊野郡田村郷刑部夜恵五斗

長さ(一七四)mm・幅一九mm・厚さ三mm ○三九型式

丹後国熊野郡田村郷(今の京都府京丹后市久美浜町付近)の刑部夜恵が納めた租税の荷札。五斗としか書かれていないが、白米の荷札に多く見られる書き方で、この木簡も白米の荷札とみられる。

造酒司では、丹後国熊野郡田村郷から納められた米の荷札がもう一点出土している(10(Ⅰ期展示))。筆跡はよく似ており(例えば「丹」の三画目を縦に長く書き、書き止めを踏ん張る点)、上端ぎりぎりから書き始める点も共通する。材も幅がほぼ同じで、ともに上端を山形に尖らせる。この木簡は下部が折れているが、10と同じく下端を尖らせていたのだろう。

31 伊賀国からの米の荷札2

(S D三〇三五出土。宮二―二二六八)

安拝郡服織郷俵

長さ一九八mm・幅二六mm・厚さ五mm ○三三型式

伊賀国阿拝郡服織郷(今の三重県伊賀市の、旧上野市服部付近)からの荷札。単に「俵」としか書かれていないが、米の荷札とみてよいだろう。かなりアクの強い字だが、稚拙というより、むしろ書き慣れた文字をササツと書きつけたような雰囲気を感じられる。「服織」は墨がうすく、「郷」からまた墨が濃くなっており、ここで筆に墨をつけ直した様子もうかがわれる。

造酒司からは、31と同文・同筆の木簡がもう一点出土している(宮二―二二六七)。ただ、31は上端に切り込みを持ち下端を尖らせる○三三型式をとるのに対し、宮二―二二六七は(左半分を欠失するものの)上端に切り込みを持ち下端は通常の短冊形となる○三二型式とみられる。

このような、同文異型でペアとなる荷札は他にも例がある。これらについては、同じ荷物にセットで添付され、一方は梱包された荷物の外側に付けられ、荷物が届いた際に確認を兼ねて抜き取られるのに対し、他方は荷物とともに内側に梱包され、開梱後に内容物のデータを把握できるようにしたもの、と解する説もある。ただ、31と宮二―二二六七は貢進者の個人名などを記していないため、同じく服織(『和名類聚抄』では服部)郷から送られたものとはいえず、それぞれ別個の俵に付けられた可能性も考えられるだろう。

28・29・30・31には、年が書かれていないが、サトを「郷」と表記しており、しかもコザトの記載がないことから、郷里制が廃止された七四〇年(天平十二)頃以降のものである可能性が高い。

木簡をよむ 4 — 古代のお役所仕事？

31の解説では、「服織」は墨がうすく「郷」からまた墨が濃くなつており、ここで筆に墨をつけ直した様子もうかがわれる」との解釈を示した。だが、別の可能性はないだろうか。憶測にわたる部分も多いが、一案を提示してみたい。

じっくり眺めていると、「服織」のみ、他とは筆が異なるように見えてこないだろうか。ただし、書き手が別人というよりは、筆記に用いた筆（または墨）が別物であったような、つまりは記載のタイムミン

グが異なるように思えてくるのである。だとしたら面白い。先に郷名以外を書いた札を用意しておき、米俵に付ける際に際して余白にその部分だけ追記する、といったプロセスが復元されよう。すると、荷造りが行われたのは諸郷の納入品が集積される郡レベルの役所であり、そこで各郷の荷札が一括して作製・添付されたことまで推察できるかもしれない。国名・物品名を省略する簡素な記載や、速記のようなクセのある筆致も、膨大な量の物資を流

作業で仕分けする場を想定すれば合点がゆこう。現在でも、例えば書類の日付記載で「年」「月」「日」のみ印字しておき、そこに数字だけ手書きで記入する、などといったことは広く行われている。古代のお役所仕事も、あるいは今のそれと大きくは違わないものだったのかもしれない。

ところで、こちらも本文で触れたとおり、31には同文異型の「兄弟」とでもいうべき木簡が存在する（宮二―二二六七）。右を念頭に置きつつ、うがった目で（？）改めて観察すると、31とは逆に「服織」だけ若干墨が濃いようにも見えてくる。今回は宮二―二二六七は出品されないが、奈文研ホームページより「木簡データベース」で検索すれば画像も閲覧できるので、興味のある方はぜひご覧いただきたい。

32 余米の数量を記した木簡3

(SD三〇三五出土。宮二―二三二七)

〔余カ〕
□米二斗六升

長さ(一〇三)mm・幅(二六)mm・厚(四)mm ○五九形式

小さな木簡で、上部は欠損している。そのため一文字目は半分しか残っていないが、12 (Ⅰ期展示) や 22 (Ⅱ期展示) を参考にすればおそらく「余」で、余米の数量を記した木簡とみられる。余米の詳細は不明だが、正倉院文書にみえる「乗米」と同じで、支給された量の六%を官司にとどめ、酒や副食物などにふりむけるためのものともされる。

下端はやや鈍角気味に尖らせてあるが、よくみると、最後の「升」の字はそれにより切り取られ、一部欠けてしまっている。ここから、下端の加工は文字を書いたのちに施されたことがわかる。下端を尖らせるのは米の荷札・付札に多くみられる特徴であるが、32のように文字を記したのちに加工がなされたことがはっきりわかる例はあまり多くない。

33 美濃国からの庸米の荷札

(SD三〇三五出土。宮二―二三三四)

〔美濃国カ〕
〔表〕 □□□□ □
〔裏〕 □□□□ □
〔日下カ〕 □□□□ □
〔友カ〕 □□□□ □
〔大〕 □□□□ □
〔庸六斗〕 □□□□ □

長さ(二六二)mm・幅(一五)mm・厚(六)mm ○三九形式

美濃国 (今の岐阜県南半) からの庸米の荷札。国名の下には郡・郷名なども記されているとみられるが、現状では墨痕がうす

く、判読できない。庸は古代の税目の一つで、労働の代わりにもや布で納められ、地方から上京し都で雑事に従事する仕丁（男性）や采女（女性）などの食料に充てられた。

奈良時代には一日の米の支給量は一人二升が基準であり、旧暦の一カ月は三十日（大の月）または二十九日（小の月）であったため、庸米は一人の一カ月分の支給量として六斗（二升×三十日）または五斗八升（二升×二十九日）でまとめられるのを基本とした。
33は左半を欠失しており、裏面の記載も左半分しか残っていないが、末尾の「六斗」は、その上の文字を「庸」と読むための重要な手がかりとなる。

34 果実（イチイの実）の付札

(SD三〇三五出土。宮二―二三三五)

(表) 檫二斗五升 (裏) 二月四日

長さ一四一mm・幅二九mm・厚さ三mm ○三三型式

イチイ（檫）の実に付けられた付札。二斗五升は今の一斗一升二合五勺、約二〇・二五ℓ。イチイは常緑針葉樹の一種で、初秋に赤い実をつける。果実は食用になるが、種子や葉には有毒成分が含まれており、多量に摂取すると死に至ることもあるという。現在でも、イチイの実を焼酎などに漬けて飲んで作る果実酒がある。34のイチイも、造酒司から出土したことを勘案すれば、果実酒の原料として使われた可能性も考えられるだろう（ただしその場合、今のイチイ酒のようなものではなく、ワインのように果実そのものを発酵させたタイプのものであるか）。正倉院文書中には「伊知比爾恵比天美奈不之天阿利奈利」（イチイに酔って、みんな臥している）との記述を含む、万葉仮名で書かれた文書がある（続修別集四八巻十紙）。これがイチイの酒を飲んだことなのか、それとも種子などの有毒成分を微量に摂取しての状態を

木簡をよむ 5 ― 釈読訂正の種明かし その四

33の木簡はこれまで全く読まなかったわけではないけれども、いくつか大きな釈読の変更があった。

裏面の「六斗」の文字は、従来「□」〔廣カ〕としてきた。しかし、現在では六斗を単位とする貢進は庸米に典型的なことが明らかになっており、残画からみても「庸」とみて矛盾はない。

そうすると、その前には貢進主体が書かれるのが一般的で、国・郡・郷（里）の行政単位の記載があるはずである。そういう目で表面を見ると、従来「倉園」と読んできた冒頭の部分はどうも落ち着かない。まず、「園」と読んできた文字は国構えの文字であるのは明らかで、筆画からみると「国」でも全く矛盾はない。古代の「国」は国構えに「王」（玉）は皆無）か、国構えに「或」の二通りの字体に大別されるが、後者の場合きちんと「或」と書くのはむしろ僅かだ、たいていの場合国構えの中に何かごちゃごちゃと書いてあるといった程度のもので多いのである。

そうするとその上は国名にならないか。従来は一字とみて「倉」にしてきたのだが、第一画と第二画をこんなに交差させる「倉」があるだろうか。そういう目で国名にならないかみていくと、古代の国は六十カ国程度であるから一つずつ当てはめてみればよい。そうすると、庸米の貢進国であるから一つずつ当てはめてみればよい。そうすると、というわけである。その際に決め手になったのは、「美」の「大」の部分の左右の払いにそれぞれ筆画を入れる字体が多く見られることである。「倉」と読んでいた部分の上半は「美」の下半、下半は「濃」の傍の右半分の可能性があるとみるのである。

意味するのか、厳密には判定しかねるが、さすがに後者の可能性は低いと思いたい。

ちなみに、平城宮からは「伊知比古」と書かれた木簡も出土している（宮七―一九八七）。これも、かつてはイチイの「子」（＝実）とする説もあったが、正倉院文書には「伊知比古」を「把」単位で数えている例があるなど（『大日本古文書』一六一―二九九）、イチイの果実と解するのは難しいと思われる。現在では、「伊知比古」はイチゴに比定するのが一般的である。

35 「古滓」と記した木簡

（SD三〇三五出土。宮二―三二四）

〔表〕

〔裏〕水四石四斗二升

古滓

□銅四年

〔和カ〕

長さ三二六mm・幅四一mm・厚さ六mm ○三二型式

表面に「古滓」と記した木簡。「滓」は酒粕のことで、『和名類聚抄』では「カス」と訓じられる。一方、天平九年度（七三七）但馬国正税帳を参照すると、「糟」に「加末多知」の訓が付されており、疫病患者に支給されていることが知られる（『大日本古文書』二―五六）。

35は、これまでも裏面の文字の存在には気づかれていたものの、墨痕不明瞭で釈読不能とされてきた。ところが、改めて赤外線装置を用いつつ検討したところ、水の容積や年紀が書かれていることがわかった。四石四斗二升は今の約一石九斗九升、三六〇ℓ弱にあたる。これにより、35が16（Ⅰ期展示）や26（Ⅱ期展示）と類似の大型の甕の付札であったことが明らかになった。なお、35には「水」とあるから、26と同じく水甕の付札とみられる。ただし、16・26と異なり「○条△」という位置表示のない35は、16・

木簡をよむ 6 ―隠れた旨味

古代ワインともいうべき（？）イチイ酒の味わいを彷彿させる34。だが、実はこの木簡にはさらなる見どころが隠されている。

上端付近に注目したい。表面の切り込みの間に、帯状の変色部分があるのがわかるだろうか。これ、木簡を物品に括りつけるための紐に由来するものである。

付札類は、切り込みに紐を掛けて対象の物品に結わえ付けられる場合が多い。すると、紐の下になった部分だけ日焼けをまぬがれ、白っぽく色が抜けることが時折起こるのである。数多ある荷札・付札のなかでも、たまにしかお目にかかれない珍味と言えよう。

この紐の痕跡、裏面にはほとんど認められない。ここから、34は現状の表面を上にして物品に括りつけられ、しかもその状態が一定以上の期間継続したことまで推察できよう。しかしその場合、裏面の「二月四日」の記載がどれほど用をなしたか、若干の不安も覚える。

さらに、切り込みの形状が台形なもの目に留まる。単純に上下二方向から刃物を入れて三角形に作り出すより手間がかかり、丁寧な仕上げの荷札・付札に多い特徴とされる。

ただ、よく見ると、34では表裏とも刃を深く入れ過ぎて、切り痕が残ってしまったのではないか。まさか、イチイ酒に酔って手元が狂ったわけでもなからうに……。

だが、この切り痕こそ34の醍醐味。下からのものの方が深いことから、作り手はまず下側から切り込みを入れたと判断できる。また、表面右側（裏面では左側）の切り込みの下部は、裏面には奥深く食い込んだ切り痕が認められるのに対し、表面はその痕跡がうすい。察するに、作り手は現状の表面を上にして左手で木簡を持ち、右手の手首を返すようにしながら刃を入れたのではなからうか。

面と向き合えば、思いがけない事柄まで語ってくれる木簡もある。お気に入りの木簡を心ゆくまで眺めるのも、地下の正倉院展ならではの楽しみ方。それぞれの醸し出す面白味を、是非ご堪能あれ。

東大殿の甕の付札

(SD三〇三五出土。宮二―二三三三)

東大殿 甕 甕人

長さ二二六mm・幅三三四mm・厚さ四mm ○三二型式

「東大殿」の甕(Ⅱ大甕)に付けられた付札。東大殿の詳細は不明。ただ、奈良時代には天皇や貴族の邸宅の中心的建物を「大殿」などと呼ぶことが多かったとされるため、宮内からの出土であることや、造酒司木簡の年代は奈良時代前半に比定されるものが多いことに鑑みれば、あるいは36の「東大殿」が平城宮東張出部(いわゆる東院地区)に置かれた首皇子(即位後は聖武天皇)の宮殿の正殿を指す可能性もあるかもしれない。平城宮内の第二次大極殿院・東区朝堂院地区の北方(東院地区からは西方にあたる)には奈良時代を通じて内裏が置かれたことが知られており、その正殿に対し、東院地区の正殿を「東大殿」と呼称することも十分考えられるだろう。

一、四文字目「東大殿甕」と五・六文字目「甕人」とでは、筆跡が異なるようにも見受けられる。大甕の付札の記載としては「東大殿甕」のみで事足りると思われるから、あるいは甕が東大殿へ送られ不用となつてから「甕人」と習書され、その後に廃棄されたのかもしれない。

26が付けられた甕とは別個の建物で使用された甕のものと推察される。和銅四年は七一年。

新たな事実の解明は、時にまた新たな謎を呼ぶ。新釈文により、35は現状では便宜的に裏面としている側を上にして大甕に括りつけられたものと思われるが、その場合、現状の表面の記載「古淳」との関係は説明しづらい。別目的の木簡への転用の可能性も考えられるが、それにしてもどちらの面が先に記されたのか、ひいてはどちらを表面とみなすべきか、判断しがたい問題が残される。

聖武天皇の大嘗祭

45 大殿祭で用いる酒の量などを記した木簡

(SD三〇三五出土。宮二―二二四一)

(表) 酒五升

已上大殿祭料

(裏) 二升

長さ二二〇mm・幅一〇mm・厚さ三mm ○八一型式

大殿祭は殿舎に災いがないように、毎年六月の神今食と十一月の新嘗祭の際に、内裏で行なわれた儀式。臨時には大嘗祭や、齋宮・齋院卜定のあと、また内裏新造、行幸、還幸などの場合にも行われた。

造酒司出土木簡には、七二四年(神亀一)二月に即位した聖武天皇がこの年十一月に挙行した大嘗祭に関わる木簡が含まれている。このため、年代は書かれていないものの、45の大嘗祭は聖武天皇の大嘗祭に関わる可能性が考えられ、その時に準備する酒の量を記したものとみられる。『延喜式』(踐祚大嘗祭式大殿祭条)によると、大殿祭料の酒の量は二升であり、裏面に記載された数量と一致する。五升は今の二升二合五勺、約四ℓに相当する。

46 「白酒」と記した木簡

(SD三〇三五出土。宮二―二三二六)

白酒 酒 [火カ]

長さ九六mm・幅一八mm・厚さ四mm ○二二型式

「白酒」は比較的安価な濁酒とされることもあるが、白酒(シ

48 多人数への物品支給(?)にかかわる木簡の削屑

(SD三〇三五出土。宮二―二三九二)

八百九十三人料

〇九一型式

多人数への物品支給に関わる長大な削屑。古代の木簡では恐らく最大の人数を記したものとみられる。『延喜式』踐祚大嘗祭式雑給料条によると、大嘗祭には多人数の参会者がみえるので、これも聖武天皇の大嘗祭と関わる可能性が考えられる。

末尾の文字は「米」しか残っていないが、やや左に寄っていることからみて、旁に「斗」または「斤」が付くとみられ、「料」(「折」は「料」の異体字)とみて誤りあるまい。

47 大嘗祭の翌月の年紀を記した付札

(SD三〇三五出土。宮二―二三二八)

神亀元年十二月

長さ一九一mm・幅二八mm・厚さ三mm 〇三二型式

「神亀元年十二月」は聖武天皇の大嘗祭の翌月にあたる。反対面には文字が残っていないが、年紀だけの木簡は考えにくく、本来は反対面に木簡の機能に関わる記載があり、こちらが本来の木簡の表面だったと考えられる。

上端の左右に切り込みをもつ木簡としての形状からみると、付札機能をもつものであるのは確実である。貢進物の荷札か、保管用のラベルかの判断は難しいが、十二月を貢進月とする租税の荷札は少ないこと、「神亀元年十一月十一日」の日付をもつ容量を記しかつ大ききのよく似た木簡(39(Ⅰ期展示))があることなどから考えると、大嘗祭の後始末に関わる酒や水などの付札だったとみるのがよさそうである。左辺の切り込みより下、及び右辺下端は欠損する。

造酒司の諸相

67 備前国からの贄のシタダミの荷札

(SD三〇三五出土。宮二―二二八二)

備前国海細螺 御贄一斗

長さ一八〇mm・幅二四mm・厚さ六mm 〇三二型式

備前国(今の岡山県南東部)から送られてきた海細螺(シタダミ)の贄の荷札。一斗は今の四升五合で、約八・一lにあたる。御贄の上に一字空けられているのは「關」といい、貴人(ここでは天皇)に対して尊敬の意を込めた書き方である。

備前国の贄としては、内裏北外郭官衙の土坑SK八二〇から見つかった水母の荷札がある(宮一―三九八)。「国名十品目」の「關」字を置いて「御贄」という書き方はたいへんよく似ている。

(SD三〇三五出土。宮二―二二八三)

青郷御贄伊和志腊五升

長さ七八mm・幅一四mm・厚さ三mm ○二一型式

若狭国遠敷郡青郷（今の福井県高浜町の一部）より御贄として進上された「伊和志」（イワシ）の「腊」（干物）の荷札。若狭国は、いわゆる御食国の一つとして、全国の中でもとりわけ多くの贄を貢納する地域の一つだった。

ここではイワシが「伊和志」と万葉仮名で書き記されている。「鯛」と表記する木簡もある（宮二―三三三五）が、贄の荷札の場合には「多比」（鯛）・「伊加」（烏賊）のように万葉仮名で表記する傾向がある。また、木簡として非常に小さく、しかも荷札であるのに切り込みや下端を尖らせる加工がないというたいへん特異な形状をとる点もこの木簡の特徴である。

(SD三〇三五出土。宮二―二二四八)

志摩国志摩郡伊雑郷□理里

戸主大伴部小咋調海藻六斤

養老二年四月三日

長さ三一四mm・幅三二mm・厚さ三mm ○三三型式

志摩国志摩郡（今の三重県鳥羽市）からの調の海藻（ワカメ）の荷札。六斤は大斤で、現在の約四kg。志摩国は七一九年（養老三）四月に塔志（答志）郡と佐芸郡に分かれたが、それまでは志摩郡一郡だったとみられる。伊雑郷は後に答志郡に属する。志摩国も若狭国と並ぶ御食国として著名である。しかし荷札の書き方には大きな違いがある。若狭国では天皇の食料としての

(SD三〇三五出土。宮二―二二九〇)

上総国阿幡郡鰩□耳放二編三列

長さ二六四mm・幅二六mm・厚さ五mm ○三九型式

上総国阿幡（アハハ安房）郡（今の千葉県館山市他）からのアワビの荷札。耳放鰩は加工の一種と思われる。『延喜式』主計寮では安房国にかぎって調物として、着耳鰩、放耳鰩を指定しているので、この地方の特殊な加工であったと考えられる。

なお、「阿幡郡」の表記が異例に思われるかも知れないが、木簡の事例をみる限り、「安房郡」の表記になるのは七一九年（養老三）に上総国から安房国が分立（『続日本紀』養老二年五月乙未（二日）条）して以後のことで、それ以前は「阿波国造」の流れをくむ「阿波」の表記が一般的だった（例えば郡評論争解決の

契機になった「己亥年十月上球国阿波評松里」の木簡など(『評制下荷札木簡集成』七五)。「阿幡」はその異表記といえよう。

ただ、木簡の文字をよく見ると、「幡」の偏は「山」であって、「巾」には見えない。縦画の下半が消えた可能性も皆無ではないが、実は「阿幡」をこれと全く同じ山偏に「番」の字体で書く例がもう一つある(城二七一八下。長屋王家木簡)。「幡」の異体字として、「幡」の字体が用いられたと考えるべきなのだろう。

安房国はその後七四一年(天平十三)から七五七年(天平宝字一)までの間は上総国に再統合されたが、「安房郡」の表記はそのまま残ったようである。こうした経緯からみると、この木簡は安房国の分立よりも前、すなわち七一八年(養老二)以前とみてもよさそうである。これは出土遺構の状況と一緒に出土した木簡の年代とも矛盾しない。

71 女性名と数字を記した小型の木簡5

(SD三〇三五出土。宮二―二三五六)

(表) 秋嶋女「五」
(裏) □ □

長さ七二mm・幅一五mm・厚さ三mm ○二一型式

72 女性名と数字を記した小型の木簡6

(SD三〇三五出土。宮二―二三五四)

家女赤裙「一」

長さ六八mm・幅一九mm・厚さ二mm ○二一型式

71・72は、薄く小さな木片に女性の名前などが記された、用途未詳の謎の木簡。上下両端は刃物を入れて切断しただけで、つくりは粗い。古代の女性名は「〇〇め」と最後に「め」(表記は「女」または「売」)が付けられるのが一般的だった。SD三〇三五か

らは、類似の木簡が二〇点近く見つかっている(53・54(Ⅰ期展示)、62・63(Ⅱ期展示)など)。

別筆で数字が記されるものが多いこと、また53の「御」(Ⅱ期服、天皇用の服の意か)や72の「裙」(Ⅱスカート状の女性用の衣服)といった記載からは、名前の記された女性が縫製した衣服の種類と数量を記した付札である可能性も想定できる。そうすると、54の「麻」はその素材であろうか。ただ、そのように考えた場合、造酒司との関わりは説明しにくくなる。

造酒司との関係で説明しようとするならば、一緒にみつかった木簡に聖武天皇の大嘗祭に関わる一群がある(37・38・39・40(Ⅰ期展示)、41・42・43・44(Ⅱ期展示)、45・46・47・48)ので、大嘗祭に奉仕する造酒童女と呼ばれる女性の存在が参考になるかも知れない。また、酒づくりには女性が携わることもあり得よう。

ところで、これらの木簡には、いずれも〇二一という型式番号が与えられている。この番号の定義は「小型矩形(Ⅱ長方形)のもの」とされるが、それより大きめの通常の「短冊形」とされる〇一一型式との区別はやや曖昧である。そのため、現在はこの型式番号を使用する機会はあまり多くない。

73 大臣家に充てた物品の付札

(SD三〇三五出土。宮二―二三三七)

正月八日大臣家充奉 □ □

長さ一一〇mm・幅二五mm・厚さ五mm ○三二型式

大臣家に充てた何らかの物品の付札。下端にのみ左右に切り込みをもつ比較的めずらしい形状の木簡。「大臣家に充て奉る」と読め、漢文ではなく日本語の語順の通りに文字が並べられている。木目方向への滲みが著しいため文字が大変読みにくく、「充奉」の部分はこれまで「毛蓆」と読まれてきていた。「奉」の

右下の墨書は「一〇〔合カ〕」とされてきたが、逆にそう読むのは難しくなった。二文字の可能性もある。他の木簡の年紀との関連で神亀元年頃のものと考えらるならば、大臣は長屋王（七二二年（養老五）正月―七二四（神亀一）・右大臣、七二四年二月―七二九（天平一）年二月・左大臣）に比定可能である。

74 帳簿の削屑

(SD三〇三五出土。宮二―二四九四)



○九一型式

帳簿の木簡の削屑とみられる。木の特性から木簡は木目方向に長い材を用いるのが普通なので、帳簿のように多数の行数を確保したい場合には、74の元になった木簡のように材を横にして木目と直交する方向に書く場合がある（これを横材よこざいの木簡と呼ぶ）。「務省」、「師宿」、「伴宿」は、中務省・土師宿称・大伴宿称にあたるか。別筆で支給量を記している。とある宴会に参加する官人に対する、酒もしくは酢の支給簿か。

75 「謹」などの文字を記した習書木簡

(SD三〇三五出土。宮二―二三八七)

(表) 謹謹謹謹謹謹謹
(裏) 謹謹謹謹謹謹謹

長さ(一〇〇)mm・幅(一九)mm・厚さ(三)mm ○八一型式

勢いのある筆致で文字が書き連ねられている。表裏とも文字はすべて「謹」とみられ、下端・右辺が欠損しているため本来はもっとたくさん書かれていた可能性もある。書き手はよほど「謹」み深い性格だったのか、などと考えたくなるが、「謹」は「謹解申」「謹啓」といった具合に文書や書状で頻繁に使用される文字のため、書き手は特にこの字を選んだのであろう。

なお、習書しゅうしょ木簡に書かれた文字をカウントすると、第一位は「大」、第二位は「人」、第三位は「道」で、以下「天」「月」「部」「為」「有」「十」「日」「国」…と続く。やはり使用頻度の高い文字が習書される傾向が認められる。66(Ⅱ期展示)にも書かれた「道」は書きにくい之繞しじょうの字の代表として、「為」はさまざまな画をバランスよく含むという理由で好まれたのかもしれない。

【木簡が見つかった遺構】

SD三〇三五(今期の展示品の全て)

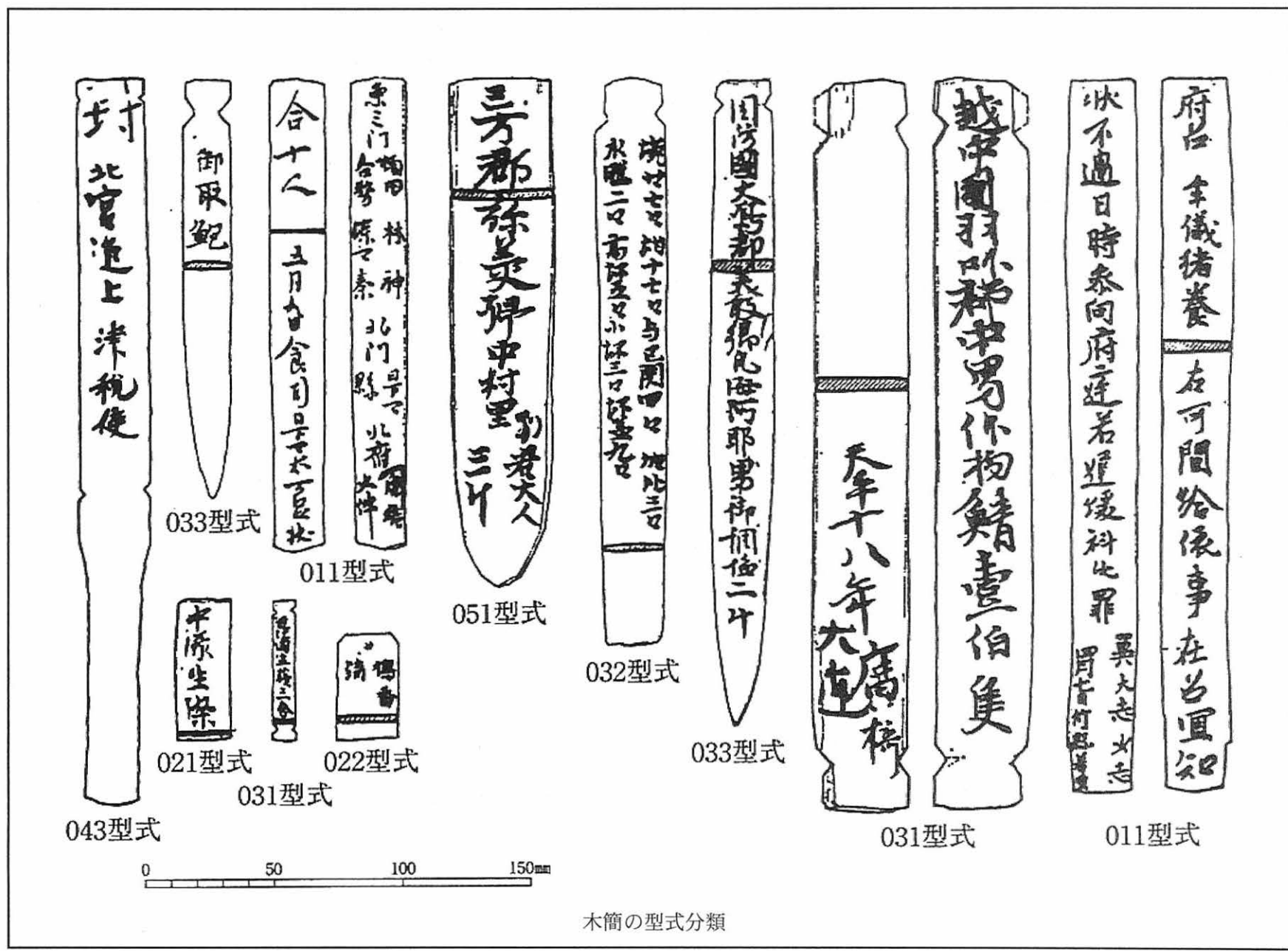
一九六五年

造酒司の井戸の排水を流すために、役所の西辺に位置をずらしながら何度か掘られた南北溝の一つ。幅約七〇cm、深さ約二〇cm。南端は造酒司南限の築地塀を暗渠で抜けて宮内道路の側溝に接続する。

奈良時代前半の霊亀・養老・神亀(七一七年から七二九年まで)の年号をもつものがまとまっている。最上層からは、天平勝宝八歳(七五六)十月の年紀のある木簡(60(Ⅱ期展示))が出土しており、奈良時代半ば過ぎに埋没したとみられる。

なお、SD三〇三五の木簡は、溝のあちこちからまんべんなく出土しているのではなく、溝が溜まり状に広がった部分から集中的に出土している。溝の遺物ではあるが、土坑状の遺構の遺物が主体とみることもでき、年代や内容の一括性の高さはこれに由来する可能性がある。

(史料研究室)



木簡の型式分類